

《相談》訪問販売で「ガスを利用するよりエネルギー代が安くなる。キャンペーン中なので工事費用が無料」と説明され、電気温水器を契約しました。その後信販会社から支払い総額を聞いて高額なことに驚いたのですが、解約できるのでしょうか。



## 相談室の窓

消費生活センターへ  
☎7123-1084

### 「エコ」トラブルが増えています

《アドバイス》訪問販売の場合、契約日より8日間は無条件で解約ができますが、その期間後の解約はなかなか困難です。

「経済的」、「キャンペーン中」などのセールストークに惑わされず、さまざまな電気温水器の機能や耐用年数などを調べて商品を選択することや、他社から見積りを取り比較することが大切です。お困りの際は、早めに消費生活センターにご相談ください。

## 身近な法律の話

### 借地期間が満了しても 建物があるときは

**Q** 借地期間が満了し、地主から立退きを求められました。まだ家があり、引き続き使用したいときは、どうすればいいのでしょうか。

また、立退かなければならないときは、家を取り壊すことになるのでしょうか。

**A** 借地期間満了の際に建物がある場合は、借地人が期間満了前に地主に対して更新を請求するか、期間満了後そのまま家の使用を継続すれば、地主が正当事由に基づいて、遅滞なく更新拒絶や使用継続に対する異議を申し出ない限り、

借地契約は従前と同一の条件で更新されたものとみなされます。

したがって、地主自らが土地の使用を必要とすることなどの更新拒絶の正当な事由がない限り、借地の更新請求か、家の使用の継続をすれば、立退きに応ずる必要はありません。

また、地主に正当事由があるため法定の更新がされず、期間満了で借地契約が終了する場合は、地主に建物を買取るよう請求ができますので、建物を取り壊す必要はありません。

## フォト短信



風に今年の干支の虎を描く子ども  
七光台小学校の会場では幼児から小学生までの14人が、和紙と竹の棒で制作した、手作りのたこで参加。少しでも高く揚げようと、校庭をわって狭しと走りまわっていた。

**空高く舞い上がり  
自慢の手作りたこ**  
子どもたちに昔の遊びに親しんでもらおうと、市内各子ども館では、1月23日と24日、関宿ふれあい広場などで「凧あげ大会」を開催した。



色鮮やかな野田の情景がずらり

江戸川土手からの富士山や四季折々の清水公園などの力作94点に、「ぜひ今度行ってみたい」と来場者は足を止めて見入っていた。

### 思い思いの「野田」を カメラにおさめて

野田の魅力を多くの方に知っていただきたいと、市観光協会では、「野田の観光写真コンクール写真展」を1月15日から21日まで「いちいのホール」1階で開催した。

## わが家の天使



鈴木里菜ちゃん・鈴木悠斗くん  
(19.11.9生) (21.7.24生)

### ～ 3月の講習会 ～

#### トレーニングルーム

【総合公園体育館】☎7125-1155  
・3日回、5日回、7日回…10時～  
・14日回…15時30分～

【関宿総合公園体育館】☎7198-8500  
・2日回、4日回、7日回…10時～  
・7日回…15時30分～

#### リフレッシュルーム

【野田公民館】☎7123-7818  
※運動のできる服装・室内用運動靴・タオルを持参  
・3日回、6日回、10日回  
…11時、13時、17時、19時～

※いずれも対象は高校生以上。各ルームの利用には事前に本講習会の受講が必要です  
月額使用料：市民1,360円、市民以外2,040円

## わが家の天使



片野晴輝くん  
(13.6.1生)

人口と世帯：人口=157,249人／男=78,979人、女=78,270人／世帯数61,164世帯 (H22. 2. 1現在)

市報のだ 第1062号 平成22年2月15日号／発行：野田市・☎④7125-1111(内線2374)／編集：企画財政部秘書広報課